

千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市介護保険条例（平成12年千葉市条例第12号。以下「条例」という。）第10条の規定による保険料の徴収猶予（以下「徴収猶予」という。）及び第11条の規定による保険料の減免（以下「減免」という。）の取扱いに関し、千葉市介護保険規則（平成12年千葉市規則第74号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予を受けることができる者)

第2条 徴収猶予は、次の各号のいずれかに規定する場合に該当する第1号被保険者について適用する。

- (1) 条例第10条第1項第1号に該当する場合において、第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「主たる生計維持者」という。）の所有する住宅、家財等が災害により半焼、半壊又はこれらに類する損害以上の損害を受けたとき。
- (2) 条例第10条第1項第2号から第4号までのいずれか（以下「徴収猶予に係る収入減少事由」という。）に該当する場合において、主たる生計維持者が死亡し、又は徴収猶予に係る収入減少事由の生じた日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が徴収猶予に係る収入減少事由の生じた日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。

(3) 条例第10条第1項第5号に規定する理由は、次に定めるとおりとする。

ア 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

イ 賦課決定の遅延により納期限から1年を経過した日以後に保険料額が確定した第1号被保険者が、一時に納付することができない理由があると認められるとき。

ウ アからイまでの規定にかかわらず、条例第10条第1項第1号から第4号までのいずれかに類する事実があると判断できるとき。

2 前項第2号に該当することにより徴収猶予の申請をしようとする者は、条例第10条第2項で定める提出書類に、介護保険料徴収猶予及び減免のための収入見込額計算書（様式第1号）を添付して、区長に提出しなければならない。

(徴収猶予の方法)

第3条 徴収猶予は、条例第10条第2項による申請のあった日の属する年度の保険料について、当該納期限から1年以内の期間を限り、新たな納期限を定めることにより行う。

2 前条第1項第3号イに該当することにより徴収猶予の適用を受けようとする者は、当該保険料額の納期限内に申請するものとする。

3 区長は、第1項から前項の規定にかかわらず、申請が遅れたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、徴収猶予に該当する事由の生じた日の属する月を限度として、溯って徴収猶予を適用することができる。

(減免を受けることができる者)

第4条 減免は、次の各号のいずれかに規定する場合に該当する第1号被保険者について適用する。

- (1) 条例第11条第1項第1号に該当する場合において、第1号被保険者又は主たる生計維持者の所有する住宅、家財等が災害により半焼、半壊又はこれらに類する損害以上の損害を受けたとき。
- (2) 条例第11条第1項第2号から第4号までのいずれか（以下「減免に係る収入減少事由」という。）に該当する場合において、主たる生計維持者が死亡し、又は減免に係る収入減少事由の生じた日以後1年間の主たる生計維持者の収入の見込額が減免に係る収入減少事由の生じた日以前の収入として把握できる直近1年間の収入の2分の1以下に減少し、かつ、当該世帯の収入の合計額が別に定める基準額以下になったとき。
- (3) 条例第11条第1項第5号に規定する理由は、次に定めるとおりとする。
 - ア 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。
 - イ 条例第3条第2号及び第3号に該当する者が次のいずれにも該当するとき。
 - (ア) その属する世帯の当該減免に係る保険料の賦課期日の属する年度の前年における収入が、当該世帯に属する人数が1人の場合は150万円以下、2人の場合は200万円以下、2人を超える場合は200万円に1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - (イ) 当該被保険者と世帯を別にする者の扶養を受けていないこと。
 - (ウ) その属する世帯で活用できる資産（世帯の預貯金等であってその合計額が350万円（世帯員1人増えるごとに100万円を加算した額）以下のもの並びに当該被保険者及びその属する世帯の世帯員が有している土地又は家屋のうち、当該被保険者が現に居住しているもの及びその属する世帯の収入を得るために有しているものを除く。）を有しないこと。

2 被保険者は、前項第2号に該当することにより減免の申請をしようとするときは、条例第11条第2項で定める提出書類に、介護保険料徴収猶予及び減免のための収入見込額計算書（様式第1号）を添付し、区長に提出しなければならない。

3 被保険者は、第1項第3号イに該当することにより減免の申請をしようとするときは、条例第11条第2項で定める提出書類に、介護保険料減免のための収入等申告書（様式第2号）を添付し、区長に提出しなければならない。

(減免額)

第5条 前条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者については、条例第3条第1号から第13号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について減免の適用される期間（以下「減免適用期間」という。）の月割により算定した当該保険料額の2分の1に相当する額の保険料を減額する。

2 前条第1項第3号アに該当する第1号被保険者については、減免適用期間の月割によ

り算定した保険料額の全額を免除する。

- 3 前条第1項第3号イに該当する第1号被保険者については、減免適用期間の月額により算定した保険料額を条例第3条第1項第1号相当額に減額する。

(減免適用期間)

第6条 第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者に係る減免適用期間は、条例第11条第2項による申請のあった日の属する月から次の各号に定める月のうち、いずれか先に到来する月までとする。

(1) 当該申請のあった日の属する年度の最後の月

(2) 災害を受けた日又は減免に係る収入減少事由の生じた日から1年後の日の属する月の前月

2 第4条第1項第3号アに該当する第1号被保険者に係る減免適用期間は、申請のあった日の属する月から申請のあった日の属する年度の最後の月までとする。

3 第4条第1項第3号イに該当する第1号被保険者に係る減免適用期間は、申請のあった日の属する月から申請のあった日の属する年度の最後の月までとする。この場合において、当該申請のあった日が、条例第6条の規定による保険料額の通知の日が属する月の末日以前であるときは、当該通知に記載された保険料の賦課期日の属する年度分の保険料の額について適用する。ただし、月の初日から末日までの全日数にわたって第4条第1項第3号イに規定する理由に該当しない月がある場合は、当該月を除いた月割の保険料の額とする。

4 第1項から前項までの規定にかかわらず、当該年度の途中において各項に定める事由に該当しないこととなった場合の減免適用期間は、当該該当しないこととなった日の前日の属する月までとする。

5 区長は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、申請が遅れたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第1項又は第2項の場合は減免に該当する事由の生じた日の属する月を限度として、第3項の場合は申請のあった日の属する年度の初日を限度として、溯って減免を適用することができる。

(減免の再申請)

第7条 第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者は、第6条第1項第1号に定める月の末日の到来により減免適用期間が終了した場合において、同項第2号に定める月の末日が到来していないときは、再び申請を行うことができる。

2 第4条第1項第3号ア又はイの規定に該当する第1号被保険者は、申請のあった日の属する年度の最後の月の末日の到来により減免適用期間が終了した場合は、繰り返し申請を行うことができる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、徴収猶予及び減免の取扱いに関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 平成13年度分の保険料減免に関する第6条第5項に該当する場合の項の適用については、「申請のあった日の属する年度の初日」とあるのは「平成13年10月1日」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条の規定は、平成18年度以降の年度に係る介護保険料の減免額の算定について適用し、平成17年度以前の年度に係る介護保険料の減免額の算定については、なお従前の例による。

（平成18年度における介護保険料減免額の特例）

- 3 千葉市介護保険条例の一部を改正する条例（平成18年千葉市条例第27号。以下「改正後の条例」という。）附則第3項各号のいずれかに該当する第1号被保険者のうち、改正後の要綱第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成18年度における介護保険料の減免額については、改正後の要綱第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、その者の減免適用期間の月割により算定した保険料額から、1,890円に減免適用期間の月数を乗じた額を控除した額とする。

（平成19年度における介護保険料減免額の特例）

- 4 改正後の条例附則第4項各号のいずれかに該当する第1号被保険者のうち、改正後の要綱第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成19年度における介護保険料の減免額については、改正後の要綱第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、その者の減免適用期間の月割により算定した保険料額から、1,890円に減免適用期間の月数を乗じた額を控除した額とする。

（平成20年度における介護保険料減免額の特例）

- 5 一部改正条例附則第5項各号のいずれかに該当する第1号被保険者のうち、改正後の要綱第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成20年度における介護保険料の減免額については、改正後の要綱第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、その者の減免適用期間の月割により算定した保険料額から、1,890円に減免適用期間の月数を乗じた額を控除した額とする。

附 則

この要綱は、平成20年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条の規定は、平成21年度以降の年度に係る介護保険料の減免額の算定について適用し、平成20年度以前の年度に係る介護保険料の減免額の算定については、なお従前の例による。

(平成21年度における介護保険料減免額の特例)

- 3 千葉市介護保険条例の一部を改正する条例(平成21年千葉市条例第13号。以下「改正後の条例」という。)附則第3項各号のいずれかに該当する第1号被保険者のうち、改正後の要綱第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成21年度における介護保険料の減免額については、改正後の要綱第5条第1項の規定にかかわらず、改正後の条例附則第3項1号から9号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について減免適用期間の月割により算定した当該保険料額の2分の1に相当する額とする。

(平成22年度における介護保険料減免額の特例)

- 4 改正後の条例附則第4項各号のいずれかに該当する第1号被保険者のうち、改正後の要綱第4条第1項第1号又は第2号に該当する第1号被保険者の平成22年度における介護保険料の減免額については、改正後の要綱第5条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、改正後の条例附則第4項1号から9号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について減免適用期間の月割により算定した当該保険料額の2分の1に相当する額とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第4条及び第5条の規定は、平成24年度以降の年度に係る介護保険料の減免対象者及び減免額の算定について適用し、平成23年度以前の年度に係る介護保険料の減免対象者及び減免額の算定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、平成27年度以降の年度に係る介護保険料の減免対象者及び減免額の算定について適用し、平成26年度以前の年度に係る介護保険料の減免対象者及び減免額の算定については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度から平成29年度までの各年度におけるこの要綱による改正後の第5条第3項の規定の適用については、同項中「条例第3条第1項第1号相当額」とあるのは、「千葉市介護保険条例の一部を改正する条例(平成27年千葉市条例第18号)附則第3項に規定する「規則で定める額」相当額」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(平成29年度介護保険料減免の特例)

平成29年度介護保険料における減免の取り扱いについては次のとおりとする。

- 2 第4条第1項第3号の適用については、同号に定めるもののほか、次に定めるものを適用する。

第1号被保険者または同一世帯員が租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条(以下、「租税特別措置法の特別控除」という。)の適用がある者。

- 3 第4条第3項の適用については、同項に定めるもののほか、次に定めるものを適用す

る。

被保険者は、租税特別措置法の特別控除の適用があることにより減免の申請をしようとするときは、条例第11条第2項で定める提出書類を区長に提出しなければならない。

- 4 第5条の適用については、同条に定めるもののほか、次に定めるものを適用する。

租税特別措置法の特別控除の適用がある場合には、本人または同居の世帯員の合計所得から特別控除額を控除して得た額で算定した保険料に減額する。

- 5 第6条の適用については、同条に定めるもののほか、次に定めるものを適用する。

租税特別措置法の特別控除の適用がある場合には、介護保険法第200条の2に準ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

介護保険料徴収猶予及び減免のための収入見込額計算書

被保険者・世帯員 住所

氏名

		事由発生後3月間の収入状況(見込)				1年の収入見込額	
		1月目	2月目	3月目	横合計⑩	⑩×4	
給与収入⑪						⑪	
その他の収入⑫						⑫	
年金収入⑬					1月当支給額	1月当支給額×12	
						⑬	
事業・不動産所得等⑭	売上金額	①					
	仕入金額	②					
	消耗品費	③					
	水道光熱費	④					
	通信費	⑤					
	地代家賃	⑥					
	その他	⑦					
	合計(②～⑦)	⑧				横合計⑩	1年の収入見込額 ⑩×4
月当所得(①-⑧)		⑨				⑭	
1年の収入見込額合計 ⑪+⑫+⑬+⑭							

注意事項

- この計算書で収入見込額を計算する必要がある方は、千葉市介護保険料の徴収猶予及び減免に関する取扱要綱第2条第1項第2号又は第4条第1項第2号に該当することにより「介護保険料(徴収猶予・減免)申請書」を提出する方です。
- 被保険者のみならず世帯員全員の収入見込額について計算してください。

年 月 日

介護保険料減免のための収入等申告書

(あて先)
千葉市 区長

被保険者 住所

氏名 ㊟

私の現在の扶養状況並びに私の属する世帯の前年の収入並びに現在の資産の状況を下記のとおり申告します。

また、申告内容について千葉市が保有する情報（税情報を含む）を調査することに同意します。
なお、申告内容に誤りが判明した場合には、減免を取り消されることがあっても異議有りません。

1 扶養に関すること

(1) 私は、他の世帯に属する者が被保険者となっている健康保険などの医療保険において、

- 被扶養者となっている。
- 被扶養者となっていない。

(2) 私は、他の世帯に属する者の所得税又は市区町村民税の扶養控除において、

- 扶養親族となっている。
- 扶養親族となっていない。

2 世帯員の収入に関すること

氏名	公的年金(万円)	給与収入(万円)	仕送り(万円)	その他(万円)
被保険者本人				

3 資産に関すること

(1) 被保険者及び世帯員が所有する預貯金・有価証券

	有無	預貯金先又は種類	金額(万円)
預貯金	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	(支店)	
		(支店)	
		(支店)	
国債・地方債・ 公社債・株式・ 社債・投資信託	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
その他の資産	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(2) 被保険者及び世帯員が所有する土地・家屋

	有無	所有者	所在地	利用の状況
土地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
家屋	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			